

# ○江南丹羽環境管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する 条例

〔平成20年10月30日〕  
〔条例第2号〕

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

**第2条** 議員報酬の額は、別表のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

**第3条** 議員報酬は、年2回に分けて管理者が定める日に支給する。

**第4条** 新たに議員となった者には、その日から議員報酬を日割計算により支給し、議長又は副議長となった者には、その日の翌日から新たに受けるべき額の議員報酬を日割計算により支給する。

2 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。

3 任期満了又は辞職によって議長、副議長及び議員の職を離れた者が、離職の日又はその翌日に再び同一の職についたときは、引き続き在職したものとして議員報酬を支給する。

(日割計算の方法)

**第5条** 日割計算は、議員報酬の年額を12分して、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用の弁償)

**第6条** 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、江南丹羽環境管理組合の条例の準用に関する条例（昭和50年条例第8号）本則第8号において準用する江南市職員の旅費に関する条例（昭和30年江南市条例第6号）の規定による市長の旅費相当額とする。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費の支給方法については、一般職の職員の旅費支給の例による。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額
議長	年額 57,000 円
副議長	年額 55,000 円
議員	年額 50,000 円